

令和4年 第2回定例会

施政所信表明

小竹町長 松尾勝徳

目 次

- 1 はじめに
- 2 まちづくりについて
- 3 福祉施策について
- 4 国民健康保険、後期高齢者医療及び子ども医療について
- 5 健康増進施策について
- 6 財源（税収）の確保について
- 7 環境対策について
- 8 農林業の振興・整備について
- 9 商工業、観光の振興、ふるさと納税、消費者行政について
- 10 河川・道路整備事業について
- 11 町営住宅施策について
- 12 学校教育について
- 13 社会教育について
- 14 病院経営について
- 15 上水道事業について
- 16 下水道事業について

1 はじめに

令和4年第2回定例会の開会に当たり、令和4年度の本町の町政施策に関し、所信を述べさせていただき、今後の町政運営につきまして、議員各位そして町民の皆様方に、御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

小竹駅及びその周辺は、本町の玄関口であり本町の顔であります。駅周辺を賑わいの拠点として整備し、その賑わいを町全体に波及させることが必要となります。令和3年度に実施した「小竹駅西口周辺複合開発民間活力導入可能性調査」の調査結果を踏まえ、新たな街並みを形成し、誰もが安心・安全で快適に過ごせるまちづくりに、全庁一丸となって取り組んでまいります。

令和2年度に策定した「第7次行政改革大綱」においては、徹底した行財政のスリム化を行うものとしております。実施計画の進捗状況の検証を行い、聖域なき行政改革を断行してまいります。

近年の集中豪雨による道路冠水被害を軽減するための南良津川地区内水対策につきましては、令和3年度から工事に着手しており、令和4年6月の完成に向けて取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症は、今年に入り、福岡県においても過去最多の感染者数を記録するなど、未だ終息の兆しは見えておりません。引き続き、関係機関と連携し、ワクチン接種をはじめとした感染対策を行ってまいります。

また、令和4年度は、町長として3期目の最終年度になります。私の町づくりの基本理念である「暮らしを支える絆社会」を目指すため、自らに厳しく町政を担う覚悟であります。町長としての3期目の集大成として、本町の諸課題に全力を傾注し、邁進してまいります。

ます。

最近の地方財政をめぐる状況及び本町の財政状況について、述べさせていただきます。

まず、我が国の経済につきましては、新型コロナウイルス感染症により依然として厳しい状況にあり、持ち直しの動きに弱さがみられます。また、新たな変異株の出現などから、感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

こうした経済状況を踏まえて政府は、令和4年度における地方財政対策として、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、地域社会のデジタル化や防災力の強化に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる、地方交付税等の一般財源総額について、令和3年度を下回らないよう確保しています。

さて、本町の財政状況でございますが、歳入におきましては、国の補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付される一方で、町税を始めとした自主財源の減少傾向が続いており、財政状況の好転には至らないものと予想されます。

歳出におきましては、選挙公営の拡大、自治事務等のデジタル化に伴う経常経費の増加に加え、依然として社会保障費や公債費が多くを占め、大幅な財源不足が生じるなど、非常に厳しい予算編成を強いられました。

この状況に対し、財政規律を維持するため、予算の執行実績を的確に踏まえ、投資的事業を含めた歳出全般について徹底した節減合

理化に努めつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を大いに活用し予算を編成いたしました。こうして編成いたしました令和4年度予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和4年度の総額は、一般会計で55億2,318万円、国民健康保険特別会計など6特別会計で、26億4,289万1千円となりました。これらを前年度と比較しますと、一般会計では、28.4%の増、特別会計では、2.9%の増となっております。

以下、個別の課題について述べさせていただきます。

2 まちづくりについて

令和2年国勢調査の結果によりますと、本町の人口は7,151人で、5年前の調査に比べ659人減少するなど、人口減少に歯止めがかからず、本町の課題となっています。特に若年層の減少が大きく、将来を支える子育て世代が町から離れてしまうことに強い危機感を抱えています。

コロナ禍にあって、時間や場所にとらわれないテレワークなどの拡大により、地方への移住の気運（機運）が高まっていることから、本町の魅力の積極的なアピールや居住環境の整備支援などにより、本町への移住・定住支援に繋げてまいります。特に、令和4年度は、若者の本町への移住・定住を促進するため、大都市圏から転入し、就職・起業する方に対する移住支援金を準備し、現在実施している「移住者住宅取得補助金事業」と併せて、さらなる子育て世代への移住・定住支援に取り組んでまいります。

地域の安全・安心、生活環境保全のためには、空き家対策は喫緊

の課題であります。地理情報システムを利用して空き家台帳のデジタル化を進めるとともに、空き家バンクへの登録を促し、空き家の流通促進を図ってまいります。

防災・減災対策につきましては、集中豪雨、巨大台風、地震などの災害がどこで発生してもおかしくない状況にあります。引き続き、関係機関との連携強化を積極的に進めてまいります。

3 福祉施策について

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化し、希薄な近所付き合いがみられる中で、地域で助け合う関係性をより一層強めていくことが課題となっております。「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みの構築として、町民と地域に関わる人が地域福祉に関心を持ち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うとともに、地域における、あらゆる町民の皆様が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指してまいります。

障がい者、障がい児施策につきましては、「第3次小竹町障がい者福祉長期計画、第6期小竹町障がい福祉計画及び第2期小竹町障がい児福祉計画」に基づき、個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

具体的な施策として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、医療的ケアが必要な障がい児等に対する支援の提供体制整備、障がい者の親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の整備や

就労支援の充実等を掲げ、障がい者が安心して住み慣れた地域で生活することができるよう、支援体制の構築を図ります。

子育て支援施策につきましては、「小竹町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である【子ども 親 地域 とともに育ちゆくまち“こたけ”】を実現すべく、子どもを元気に明るく心豊かに育てるための環境、地域づくり、子育て支援体制づくりを進めつつ、地域全体で子育てをサポートし、子どもだけではなく、その親、地域もともに成長できる町を目指しております。子育て家庭の育児不安の解消や子育てのサポートを図るため、子育て支援事業の周知に努めるとともに、関係機関との連携を密に図り、孤立を生まない子育て支援に取り組んでまいります。

こども園では、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、生活の仕方や行事の在り方を工夫しながら、園児の心身の発達と家庭・地域の実態を把握し、子ども一人一人を大切にした教育、保育及び子育て支援を行ってまいります。

高齢者施策につきましては、令和4年1月現在の本町の高齢化状況は、高齢化率が、昨年より0.34パーセント上昇し、41.93パーセントとなっております。また介護保険における要支援・要介護の認定者数は657人となっております。

高齢者の生活状況として、独居高齢者世帯及び高齢者夫婦のみの世帯は、全世帯数の41.59パーセントとなっております。

「小竹町高齢者保健福祉計画」の基本理念である【高齢者が健康でいきいきと地域で安心して暮らせるまちづくり】を実現させるべく、地域包括ケアシステムの深化・推進、医療・福祉・介護の連携、健康づくりへの啓発・情報提供、生きがいつくりに関する事業や地

域活動への参加の促進、高齢者見守りネットワークの構築等に努めてまいります。

認知症施策につきましては、長引く新型コロナウイルス感染防止による影響も加え、高齢化率が県内第3位である超高齢化自治体であることが要因によると考えられる認知症高齢者等の増加が危惧されております。

このことを踏まえ、平成29年度から積極的に実施してきた認知症サポーター養成講座の開催や、認知症の方とその家族だけでなく、地域の住民の方、介護や医療の専門職等さまざまな方が集い、悩みを共有し、専門職に相談できる場としての認知症カフェの運営及び認知症の早期診断・早期対応に向けた支援をする認知症初期集中支援チーム事業を推進してまいります。

4 国民健康保険、後期高齢者医療及び子ども医療について

急速な人口減少と少子高齢化など、医療を取り巻く状況の変化に対応し、持続可能な社会保障制度とするための改革が今後進められます。これにより、令和4年度から、子どもに係る国民健康保険税減額制度の導入や後期高齢者の窓口負担の見直しなどが順次行われることとなっております。

本町における国民健康保険被保険者の一人当たり実績医療費は、令和2年度において県下で最も高くなり、医療費の適正化が進まない現状にあります。高医療費の要因としては、年齢構成など構造的なもののほか、疾病構造からは、がんや腎臓病・人口透析関連の医療費の高騰が挙げられます。これらの対策として、特定健診やがん健診の受診を推進し、重症化予防及び早期発見・早期治療による医

療費の低減を図ることが喫緊の課題です。医療費の増加は、県に納める国民健康保険事業費納付金の額に跳ね返ることから、保険税率への影響を回避するため、医療費適正化への取組をさらに進めてまいります。また、重複・多剤服薬対策や健康教育の充実など、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を引き続き進めてまいります。

後期高齢者医療制度におきましては、令和4年10月から、今後の後期高齢者の急増と現役世代の減少による保険料負担への影響を見込み、所得上位の方について2割の窓口負担をお願いするよう制度改正が行われます。本町におきましても、制度の安定運営を目指し、被保険者の皆様へ十分な周知広報を行い、きめ細やかな対応に努めてまいります。

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、令和4年度からの本格的実施への体制を整備し、一体的な高齢者の予防・健康づくりを組織的に推進してまいります。

子ども医療制度につきましては子育て支援の観点から制度拡充を行い、助成対象年齢を高校卒業までに引き上げるよう、本定例会に一部改正条例案を上程いたしております。

5 健康増進施策について

誰もがいつまでも健康で生きがいのある生活を送るため、「自らの健康は自ら守る」を基本に、関係機関と連携し、年齢に応じた健康づくりの支援と普及啓発に努めてまいります。

まず新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年からワクチン接種も開始され、本町においては町内の医療機関で接種する個別

接種により進めてまいりました。ワクチンの初回接種（1回目・2回目接種）については、希望する方への接種は概ね完了しております。追加接種（3回目接種）についても初回接種同様個別接種により2月から町内の医療機関で進めております。1月に入り感染拡大が急速に広まっており、予断を許さない状況が続いておりますが、感染の拡大防止につきましても引き続き予防対策の周知、啓発等を行ってまいります。

次に、母子保健事業につきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターで、助産師による産前産後訪問を中心とした子育て支援と、助産院等での産後ケアをそれぞれの段階に応じたサポート体制を整え、実施してまいります。

予防接種につきましては、国の「風しん」についての追加的対策が、令和4年度についても引き続き実施されることから、抗体保有率が低い年齢層の男性に対し、抗体検査を実施し、抗体が不十分な方には、原則無料で予防接種法に基づく定期接種を実施します。感染による疾病の発症及び重症化を予防するため引き続き円滑な定期予防接種に向けた取り組みを推進してまいります。

健康増進事業につきましては、疾病の早期発見、早期治療を図るため、関係団体と連携をとり、各種がん検診及び健康診査の受診率の向上を図りながら、疾病の早期発見や重症化予防を促し、町民の健康づくりを支援してまいります。

6 財源（税収）の確保について

財源（税収）の確保につきましては、町財政の根幹である税の適

正な課税と税収の確保に引き続き努めてまいります。

引き続き県税務職員の派遣による徴収支援及び協力連携により徴収率の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、納税者等の状況に十分配慮し、適正な課税及び税収の確保に努めてまいります。

また現在、税務行政のデジタル化が全国的に推進されています。本町においてもデジタル化を進めることで、納税者の利便性向上に努めてまいります。

7 環境対策について

一昨年、国会においては「気候非常事態宣言」が決議され、2050年脱炭素社会の実現を目指して動き出しております。

本町におきましても、昨年6月に「カーボンニュートラル宣言」を行い、北九州市を中心とした連携中枢都市圏で一丸となって脱炭素社会を目指すために、地産地消による再生可能エネルギーの利活用など、地球温暖化対策に有効な計画づくりと具体的な施策を講じてまいります。

家庭ごみにつきましては、ごみの排出抑制を促すとともに、適正な処理体制の確保に努めてまいります。「自ら住む町の環境は自ら守る」という環境意識の向上に努め、町内一斉の環境美化運動や地域の美化活動につきましても、町民の皆さまとの協働により進めてまいります。

し尿や浄化槽汚泥の処理施設及び火葬場の整備・運営につきましては、引き続き関係市町と十分な協議を重ねてまいります。

町道や町有地、公共施設等につきましては、今後の維持管理や環

境美化センターの在り方も含め検討し、実施してまいります。

8 農林業の振興・整備について

我が国の農業を取り巻く情勢は著しく変化し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い販路や出荷への影響が今なお続いております。また、ワクチン接種に伴う経済活動の再開が先進国を中心に世界的に進んだことにより、様々な物資の需要が増大しており、農業用資材等においても、価格の高騰が生じております。

農業者が意欲的に安定した生産を行うことができるよう、また、「新しい生活様式」を踏まえた新技術を導入した農作業の効率化につながる取組みが可能となるよう今後も積極的に支援してまいります。

小竹町農業委員会は、小竹町の農業を支える担い手や地域農業の将来の方針などを盛り込んだ「人・農地プラン」を実質化しました。プランに挙げられている農地の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業者の高齢化、新規参入の促進など、様々な課題を解決するため、認定農業者や担い手、農業委員会が一体となって取組み、農業の活性化を進めてまいります。

本町では、主食用米、新規需要米、麦、大豆、野菜等の生産に加え、有機農業、新たな作物や品種への取組を、引き続き支援してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲率向上のため、地元猟友会や集落の協力のもと被害防止計画に基づき実施してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、近年の異常気象を勘案した上で計画的に整備を行うため、農業者や関係機関と調整を図り、災

害の未然防止や安全に農作業ができる環境づくりに努めてまいります。

9 商工業、観光の振興、ふるさと納税、消費者行政について

商工業、観光の振興につきましては、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大が、経済全般にわたり大きな影響を及ぼしております。

新たな起業家の創出のための支援や店舗の新築・増改築を行う事業者への補助金など、総合的な経営支援も実施してまいります。

観光につきましては、イベントの中止等により観光客数が大幅に減少するなど、大変厳しい状況にあります。事態の収束後、いわゆるアフターコロナに向けて、宿泊税交付金を活用した町のPR動画の作成等に取り組み、遠賀川、長崎街道、炭鉱遺産などの地域資源を活かした観光誘客に努めてまいります。

また、観光資源に対する補助事業を新設し、育成支援に取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、昨年は、3億円弱の寄附をいただいております。今年もふるさと納税サイトの運営強化に取り組み、寄付者に対するサービスの向上に努めるとともに、町内産業の振興に寄与できるよう、努めてまいります。

消費者行政につきましては、町民の皆様が被害に遭うことがないようパンフレットの配布など啓発活動を行うことはもとより、地域住民の皆様が安全に安心して生活することができるよう関係機関と連携して消費者行政の充実に努めてまいります。

10 河川・道路整備事業について

道路の長寿命化においては、重要路線である一級、二級町道の24路線を対象に、令和元年度に策定した個別施設計画に基づき、過疎対策事業で千谷・塩頭線道路改良工事を実施するほか、防災・安全社会資本整備交付金を活用し小竹団地内の南良津・勝野幹線や御徳地区の権現堂幹線の道路舗装工事を実施し、計画的な維持管理に努めてまいります。

橋梁の長寿命化対策につきましては、防災・安全社会資本整備交付金を活用し橋梁の安全確保のための定期点検を行い、計画的な維持管理に努めるため、橋梁長寿命化修繕計画修正業務を行います。

11 町営住宅施策について

町営住宅施策につきましては、「小竹町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅や入居者の状況を踏まえながら、建替え・集約化及び修繕・補修を行い、長期的に、良好な維持管理に努めてまいります。

七福町営住宅においては、老朽化した住戸を更新するため、「七福団地住宅環境整備事業」を令和3年12月定例会で上程し、可決いただきました。

入居者の安全で快適な居住環境の確保のため、災害に強い鉄筋コンクリート造の住宅を令和5年度中の竣工に向けて、建替えを実施してまいります。

12 学校教育について

教育分野につきましては、「小竹町教育大綱」及び「小竹町教育

施策」に基づき、それらを具現化するための各種施策を講じてまいります。学校教育におきましては、「こたけ『つながる』学びのプロジェクト」のもと、学校・家庭・地域・専門機関が連携した小竹ブランドの教育を推進し、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会にあっても、広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現を目指します。

文部科学省が示した「GIGAスクール構想」を受け、学校内の通信環境を整備し、1人1台のタブレット端末を活用して、より充実した学びに向けた様々な教育活動が展開されています。あらゆる場面でICTの活用が日常のものとなっており、今後も人工知能、ロボット技術等の発展から大きく社会に変革がもたらされます。教育の基本である対面授業を大切にしながら、その教育効果を高めるためにICTをツールとして存分に活用し、児童・生徒が激動する社会の変化に対応でき、さらに豊かな創造性を備えた持続可能な社会の形成に参画するための資質・能力を育成してまいります。

児童・生徒が安全に学校生活を送ることができるように、保護者や地域の皆様には、集団登校や地域の見守り活動など御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げますとともに、今後も連携を密にし、安全教育に努めてまいります。

学校施設におきましては、平成30年度に策定した小竹町学校施設整備第8次5か年計画に基づき、安心・安全な環境下で学習が進められるよう、修繕を中心とした改修を実施し、施設の長寿命化に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、

「新しい生活様式」を踏まえた対応が求められています。学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、望ましい食習慣を身につけさせるために、重要な教材としての役割も期待されています。

学校給食の果たすべき役割を踏まえ、引き続き安心・安全な学校給食を提供するとともに、食育の推進に努めてまいります。

また、子育て支援の一環として、学校給食の食材に係る費用の一部を町で負担し、保護者の給食費負担軽減を図ります。

13 社会教育について

青少年の健全育成、生涯学習、社会教育の推進につきましては、今後とも関係機関との連携を深め、学びを通じた人づくり、地域づくりを進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、昨年も新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けて、様々な活動や行事を中止し、体育館等の施設についても一定期間閉鎖する状況となりました。身体的、精神的な健康を維持するうえで体を動かすことは必要不可欠です。感染対策の徹底、強化など運営面の点検、子どもから高齢者まで楽しむことができるスポーツ振興の在り方を見直し、推進してまいります。

文化財の保護及び整備につきましては、貴重な文化財を保護し、郷土の資源、歴史を活用した地域教育活動の推進、併せて、小中学校で文化財を活用した授業を取り入れ、子どもたちが観て、触れることで歴史と伝統を重んずる心を育成し、郷土への誇りと愛着をさらに深めるように努めてまいります。さらに所蔵している文化財を町内外の方に広く知っていただくために、サテライト的な展示や周

知方法を検討し、町のPR活動に貢献できるよう工夫をしております。

図書室の環境整備につきましては、町の姿を大きく変えていく文化拠点であり、コミュニケーションの場、地域活性化への貢献度が高い施設であるため、公民館ロビーの大幅な模様替えや、貸し出しの新たな仕組みづくりにより、多くの利用者が集う施設になるよう工夫を行っております。

人権教育につきましては、「小竹町のあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に基づき、人権擁護の確立された差別のないまちづくりを実現するため、日常生活において人権尊重の意識が自然に現れるような「人権感覚」を養う啓発活動をさらに推進します。また、あらゆる差別の解消に向け、関係機関と連携協力し、より一層の努力をいたします。

14 病院経営について

本町の病院事業は、地域における公的医療機関として地域医療を確保するとともに、健康維持のための公衆衛生活動等を行うことで、地域住民の福祉に資するための役割を担っております。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査や発熱患者等感染を疑う患者の外来診察、また、ワクチン接種では地域医療を担う病院として迅速な接種を実施しております。

令和4年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症に係る診察及び、地域医療を担う病院として3回目のワクチン接種を実施しております。地域住民の命と健康を守るために、院長をはじめ全職員が一丸となり、経営面、医療面等の再編に向け努力してま

います。

15 上水道事業について

上水道事業につきましては、人口減少・少子高齢化と節水意識の高まりによる水需要の減少に伴い給水収益が減少しております。老朽化した水道施設や管路の維持管理費が増加し、事業経営については、年々厳しさが増しております。

経営の基本原則であります企業の経済性を確保するとともに、安全・安心でおいしい水の供給に努めていきます。水道水を安定的に供給するため、着実に管路を更新し耐震化を進めるとともに、水道水の安全性確保のため、水質検査計画に基づき、検査を実施してまいります。

災害や人材不足に備え、広域連携で経営基盤の強化を図っていくことが有効であることから、実現可能性の高いものから水道事業の広域化と共同化の検討を進めております。昨年は、遠賀川流域7市町で災害時に相互応援を行うための災害協定を締結いたしました。緊急資材共同調達及び汚泥処理施設の共同利用に向けて関係事業者との調整と、水道供給の効率化と継続性を高めるために民間活用の検討を併せて進めてまいります。

水道事業の持続可能な事業運営の推進のため、小竹町水道事業の未来を見据えた「小竹町水道事業経営戦略」の事業計画を実行し、健全経営を目指してまいります。

16 下水道事業について

遠賀川中流流域関連公共下水道事業につきましては、公衆衛生の

確保、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に不可欠かつ重要な社会基盤施設であり、また、定住促進を進める上でも本町の優先的に取り組むべき事業の一つであります。令和4年度は、住宅密集地の勝野2区、七福地区を整備するとともに、今後は、流域直方・小竹幹線の延伸に伴い、御徳地区での整備に着手したいと考えております。

また、工事が完了した地区につきましては、順次供用を開始し、すでに供用開始した地区と併せて、接続促進に努めてまいります。

今後も、公共下水道事業の将来に渡る持続可能な経営に向け、令和5年度の法適用への移行作業を行いながら、本町の財政状況にも十分に留意の上、公共下水道整備を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、供用開始から約25年が経過し、老朽化する施設の更新が課題となっております。

施設の機能診断、改築・更新計画に基づき、令和2年度から5か年で更新工事を施工しております。今後も改築・更新計画に基づき適切な整備を行い施設の機能強化に努めてまいります。また、農業集落排水事業についても令和5年度に公共下水道事業と併せた一の特別会計で法適用移行を行い、さらなる接続促進に注力し、使用料収入の確保に努め、より一層の経営健全化に努めてまいります。

以上、当初予算に関する主な項目、その他の諸施策について述べさせていただきました。

未だに終息の兆が見えないコロナ禍の最中、社会は大きく変化しています。論語の一節で、政（まつりごと）の要諦（大切なも

の) は何かとの弟子の問いに孔子は「近き者悦び、遠方より人来る」と、政治で最も大切なことを諭しました。2, 500年前の孔子の深慮と中国文化の深さに驚きを感じます。町づくりは、そこに住む人が喜びを感じる町であれば、自ずと人が移り住んでくるという教えです。身にしみるこの論語の一節を心に刻み、様々な政策課題が山積する社会の中で、地方政府としての役割を発揮して、町づくりに挑んでまいる所存であります。

本定例会には、条例制定等議案10件、令和3年度補正予算5件、令和4年度当初予算7件の合計22議案を上程しております。よろしくご審議いただき可決賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、重ねて令和4年度の町政運営に対しまして、議員各位を始め、町民の皆様のご理解及びご協力並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。私の施政所信表明とさせていただきます。